

「林地開発の許可基準」の一部改正の概要について

「林地開発の許可基準」の一部改正について、主な改正箇所は下記のとおりです。

記

- 1 標準処理期間について見直し
- 2 手続上の要件に関する基準（森林法施行規則第4条関係）
 - ・「相当数の同意」について規定
 - ・開発行為を行うために必要な資力や信用の確認について見直し
- 3 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係）に関する基準
 - ・雨水流出量の算出に用いる流出係数について見直し
 - ・仮設の防災施設等の設置等について見直し
 - ・防災施設等の維持管理について見直し
 - ・都市計画法等の基準の適合判断について規定
- 4 水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）に関する基準
 - ・仮設の洪水調節池等の設置等について見直し
 - ・洪水調整池等の維持管理について見直し
 - ・都市計画法の基準の適合判断について規定
- 5 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関係）に関する基準
 - ・仮設の貯水池等の設置等について規定
 - ・貯水池等の維持管理について規定
- 6 事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等に関する基準
 - ・「太陽光発電設備の設置」を目的とした開発における森林率及び配置について見直し
- 7 保安林を5ヘクタール以上開発転用あるいは事業区域内に保安林が10パーセント以上含まれる場合の基準
 - ・「太陽光発電設備の設置」を目的とした開発における森林率及び配置について見直し